

産業廃棄物処分業許可証

住所 北海道岩見沢市上幌向町 542 番地 7

氏名 昭和マテリアル株式会社 代表取締役 五十嵐 一朗

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 6 項の許可を受けた者であることを証する。

北海道知事 鈴木 直道



許可の年月日 令和 6 年(2024年) 6 月 22 日

許可の有効年月日 令和 11 年(2029年) 6 月 21 日

1. 事業の範囲

破碎(木くず)。以下余白。

2. 事業の用に供するすべての施設

施設の種類 木くずの破碎施設
設置場所 岩見沢市上幌向町542番地10
・札幌市、旭川市又は函館市の区域を除く北海道内一円(工事現場及び工事と一体として管理されている産業廃棄物の仮置き場内において、工事の一環として期間を区切って設置する場合に限る。)

設置年月日 平成13年(2001年)5月15日
処理能力 400t/日(8時間)
50t/時間

許可年月日 平成13年(2001年)5月15日
許可番号 空環生第239-1号

施設の種類 木くずの破碎施設
設置場所 岩見沢市上幌向町542番10
・札幌市、旭川市又は函館市の区域を除く北海道内一円(工事現場及び工事と一体として管理されている産業廃棄物の仮置き場内において、工事の一環として期間を区切って設置する場合に限る。)

設置年月日 平成28年(2016年)3月23日
処理能力 346.4t/日(8時間)
43.3t/時間

許可年月日 平成28年(2016年)3月23日
許可番号 空環生第2904号

施設の種類 木くずの破碎施設
設置場所 岩見沢市上幌向町542番10
・札幌市、旭川市又は函館市の区域を除く北海道内一円(工事現場及び工事と一体として管理されている産業廃棄物の仮置き場内において、工事の一環として期間を区切って設置する場合に限る。)

設置年月日 令和3年(2021年)12月22日
処理能力 606.4t/日(8時間)
75.8t/時間

許可年月日 令和2年(2020年)10月13日
許可番号 空環生第1718-3号

施設の種類 保管場所 1
設置場所 岩見沢市上幌向町542番25
面積 625m²
種類
・木くず。
保管上限 1,302m³
高さ 6.25m



(別紙)

許可番号 第00120060416号
業者名 昭和マテリアル株式会社

3. 許可の条件

移動式がれき類等破碎施設

- 施設の移動に当たっては、事業を開始する1週間前までに北海道知事に移動式がれき類等破碎施設使用計画書（別記様式3）を提出すること。
なお、施設の稼働によって、周辺的生活環境に支障を及ぼすと認められる場合は、計画の変更を指示することがあること。
- 当該事業が終了した場合は速やかに北海道知事に移動式がれき類等破碎施設使用終了報告書（別記様式4）を提出すること。

4. 許可の更新又は変更の状況

令和6年(2024年)6月22日許可の更新

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有・無

令和6年(2024年)6月20日許可証交付

(空知総合振興局)

